平成２１年（フ）第６９６号
熊本市清水新地５丁目13番１－Ｃ－634号
債務者　橘内千代美
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７０６号
熊本市新町３丁目６番30号　ティスティマンション203
債務者　渡邊　清美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７２０号
熊本市高平２丁目18番32号
債務者　古本ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７４５号
熊本県宇城市不知火町御領71番地１　さくらハウスＡ棟
債務者　赤松　　愛
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７５６号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水5900番地408
債務者　山本　正子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７９８号
熊本市打越町12番17号　エステートピア打越211号室
債務者　佐々　敬次
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８１０号
熊本市新屋敷３丁目１番30号
債務者　大津　久典
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８１４号
熊本市坪井６丁目２番20号　坪井ハイム201号
債務者　三浦　由紀
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８１５号
熊本市坪井６丁目２番20号　坪井ハイム201号
債務者　三浦　芳子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１０４号
神戸市兵庫区松原通４丁目２番25―605号
債務者　肥後　晃生
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１８４号
神戸市東灘区森南町１丁目12番５―303号
債務者　西　　律子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９号
島根県安来市伯太町安田関112番地
債務者　遠藤　久和
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７１号
島根県雲南市三刀屋町三刀屋244番地６
債務者　佐々木　邦
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８３号
松江市八雲町日吉156番地18、前住所松江市上大野町1774番地
債務者　先久美貴子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８９号
松江市北堀町86番地５
債務者　田部千代美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５２号
青森市大字石江字江渡49番地４
債務者　工藤　慎也
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５４号
青森市大字石江字江渡49番地４
債務者　工藤由美子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係